本項目では、チェックリストを記入する前に、催物の情報をご登録ください。

				提出日:2021年11月19日
イベント名	第19回京都‧観光文化検定試験			
開催日時	2021年12月12日(日)9:00~15:00ごろ			
	複数回開催の場合は、別途開催する日時の一覧表をご提出ください。			
開催会場		京都商工会議所ふくめ京都市内5カ所、東京都内1カ所		
会場所在地		京都市下京区四条通室町東入 京都経済センター7階ほか		
収容定員		人		収容定員なし
適切と考える収容 率(上限)		収容定員の100%以内		密にならない程度の間隔
	<	収容定員の50%以内		十分な人と人との間隔(1m)
参加人数		5, 709人		
主催者		京都商工会議所		
主催者所在地		京都市下京区四条通室町東入 京都経済センター7階		
主催者連絡先	TEL:075-341-9764			∶school@kyo.or.jp
催物の概要 (HP等のURLがあればご記 載ください。)	第19回京都·観光文化検定試験 https://www.kyotokentei.ne.jp/			

令和2年9月19日以降の取扱いが催物に適用されるためには、下記の項目を満たすことが 必要です。

※チェックがつかない場合は、P8で事由をご記入ください。

	_	ペチェックかっかない場合は、FOC争曲をこ記入くたさい。
マスク常時着用の 奨励	V	マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う
大声を出さないこ との奨励	>	大声を出す者がいた場合等は、個別に注意等を行う
		スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止する
手洗 手指消毒	7	こまめな手洗を奨励する アルコール等の手指消毒液を設置する
消毒の 徹底	7	施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所 等)をこまめに消毒する
換気 保湿	>	法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気を行う ・1時間に2回以上、1回に5分間以上 ・室温が下がらない範囲で常時窓開け等
	>	乾燥する場面では、湿度40%を目安に加湿する
密集の回避	>	時間差入退場等により、入退場時の密集を回避する
	7	人員の配置、導線の確保等の体制を構築し、休憩時間や待合場所 での密集も回避する
	7	入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシ ティに応じ収容人数を制限する

令和2年9月19日以降の取扱いが催物に適用されるためには、下記の項目を満たすことが 必要です。

※チェックがつかない場合は、P8で事由をご記入ください。

		※チェックかつかない場合は、P8で事田をこ記入ください。
身体的距離の 確保		大声を伴う可能性のある催物では隣席との身体的距離を確保する・同一の観客グループ間(5名以内に限る。)では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける
	7	演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保する
	7	足型マークの設置、誘導員の配置等により、混雑時でも密にならない程度の間隔(最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)を 確保する
飲食の制限	7	飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する
	7	休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止を徹底する
		過度な飲酒の自粛呼びかけを行う
参加者の 制限	7	入場時の検温、有症状(発熱又は風邪等の症状)を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止する ※発熱者・有症状者の入場は断る等のルールを開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要
参加者の 把握	4	可能な限り事前予約制とし、あるいは入場時に連絡先を把握する
	7	接触確認アプリ (COCOA) や各地域の通知サービスを奨励する・アプリの QR コードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置を導入する・携帯電話の利用を控える場面では、「電源及び BluetoothをON にした上でマナーモード」にすることを推奨する

令和2年9月19日以降の取扱いが催物に適用されるためには、下記の項目を満たすことが 必要です。

※チェックがつかない場合は、P8で事由をご記入ください。 有症状者(発熱又は風邪等の症状を呈する者)は出演・練習を控 **✓** える 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確 |実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがある催 演者・選手 物については開催を見合わせる 等の行動管理 練習時等、催物開催前も含め、声を発出する演者間での感染リス 1 |クに対処する ・演者間の適切な距離確保、換気等の対策実施 イベント前後の感染防止の注意喚起を行う 直行・直帰の呼びかけ ・「5つの場面」注意喚起 ・業種別ガイドライン遵守店舗の利用呼びかけ等 催物前後の 交通機関・飲食店の分散利用の注意喚起を行う 行動管理 ・セカンドアクセスの呼びかけ、交通機関との連携による混雑 回避の検討 ┃・規模に応じた規制入退場の実施(開演時間の前倒し、規制退 場等)の検討 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分 散利用を促進等 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行 ガイドライン遵守の 旨の公表 う旨、HP等で公表する その他の感染対策が あれば記載してくだ さい

食事を伴わない場合で、収容率上限 100 %の基準が適用されるためには、「基本的な 感染防止」に加え、下記の項目を満たすことが必要です。

※チェックがつかない場合は、P8で事由をご記入ください。		
マスク着用 大声を出さないこ との担保	٦	マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク着用率100 %を担保する
	7	担保のため確実な措置を講じる ・常時監視のため人員配置 ・デジタル技術活用によるリアルタイムモニタリング等

映画館等(食事を伴うものの発声がない場合)で、収容率上限 100 %の基準が適用されるためには、「基本的な感染防止」「徹底的な感染防止」に加え、下記の項目を満たすことが必要です(事前相談不要の場合は記入不要です)。

※「発声がない」とは、イベント中の会話・発言、歓声等がない場合を指します。 映像に常時注目し、小声を出すことを含め、発声がマナー違反とされる映画上映 と同様の条件が担保される必要があります。

食事時以外のマス ク着用担保	✓	催物前に食事以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で 周知する
	7	着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
十分な換気	>	以下の基準を確保する ・二酸化炭素濃度 1,000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度計等で当該 基準を遵守していることが確認できる ・機械式換気設備による換気量が 30 ㎡/時/人以上に設定されて おり、かつ、当該換気量が実際に確保されている(野外の場合は 確認を要しない)
追加的な 飲食対策措置	✓	発声が想定される場面(休憩時・催物前後)の観客席等での飲食 を禁止する
	V	長時間の飲食が想定されうる場合には、マスクを外す場面をなる べく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努め る

※チェックがつかない場合は、P8で事由をご記入ください。

全国的・広域的なお祭り、花火大会、野外フェス等の場合には、「基本的な感染防止」 に加え、下記の項目を満たすことが必要です。

		※チェックがつかない場合は、P8で事由をご記入ください。
追加的な身体的距 離の確保措置	7	誘導員の配置等により、移動時の適切な身体的距離を確保する
		・催物中の区画あたり人数制限 ・ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保等を行う
追加的な密集の回 避措置	7	混雑状況のモニタリング・発信等を行う

各ページのチェック項目を満たさない場合には、下記に、当該項目を満たさなくても感染防止対策上、問題がないと考えられる事由をご記入ください。 例)屋外のため、換気は不要と考える

検定試験という性質上、声を発しない、昼食を伴わない、人 との接触が発生しないことから該当する項目については必要 ないと考える